

お客様各位

2019年9月13日

## 消費税法改正に関するお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、お客様各位におかれましてもご高承の通り、この度消費税法が改正され、2019年10月1日より消費税率(消費税及び地方消費税の合計税率、以下「消費税率」と記載します)が8%から10%へ引き上げられると同時に、軽減税率制度が実施されます。これにより、弊社提供サービス利用料金につきまして以下の通りご案内申し上げます。

### レンタルピット

作業日 2019年9月30日まで:消費税率 8%  
2019年10月1日以降:消費税率 10%

※作業日の消費税率の税込金額にて工場へのお支払いをお願い致します。  
尚、レンタルピット作業日が9月30日までのお客様で、作業日が変更になる場合、お手数ですが一度キャンセルの上、新たにレンタルピット予約申請をお願い致します。

### 持込取付

作業日 2019年9月30日まで:消費税率 8%  
2019年10月1日以降:消費税率 10%

※持込取付の作業日が9月30日までのお客様で、作業日が変更になる場合、作業日の消費税率の税込金額にて工場へお支払いをお願い致します。

誠に恐れ入りますが、適正な消費税率の適用につきまして、何卒ご理解賜ります様よろしくお願い申し上げます。

ゴーゴーガレージ事務局  
運営会社：株式会社インプルーブ